

事 務 連 絡  
令 和 3 年 3 月 12 日

(業務管理体制中核市移行対象)  
介護サービス事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

業務管理体制届出区分の変更について (通知)

本県の介護保険行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第 26 号)により介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の一部が改正され、指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、令和 3 年 4 月 1 日より原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

令和 3 年 4 月 1 日以降の変更届の提出については、高松市に提出されますようお願いいたします。

担当：香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 井上 TEL 087-832-3268 FAX 087-806-0206
---